

呉羽化学錦工場 4 号ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 石炭を燃料としていることから、水銀、ベンゼン、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類等による大気、水質及び土壌への影響が懸念されるため、環境影響評価準備書に燃料の組成や排出量等を具体的に記載するとともに、必要に応じ当該項目についても調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 予測及び評価を行うに当たっては、当該ボイラー設備、既存ボイラー設備、予備ボイラー設備等について、排出諸元や運転期間等を具体的に示すとともに、予測の前提条件についても明確にすること。
- (3) 環境の保全のために講じようとする措置等については、内容と効果を具体的に示すとともに、環境影響評価項目として選定しない項目については、根拠を明確に記載すること。
- (4) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直し、その結果に基づき調査、予測及び評価を追加して行う等適切に対応すること。

2 環境影響評価項目について

- (1) 工事関係車両の運行経路の一部においては、現状において環境省令で定める自動車騒音の限度に近い値が測定されており、騒音の影響が懸念されることから、運行経路ごとの車両種別や台数等を具体的に示すとともに、工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に「騒音」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 当該工場周辺には民家や病院等が存在しており、当該施設の運転に伴う低周波音による影響が懸念されることから、施設の稼働に「低周波音」を環境影響評価項目として追加を検討すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 地上気象観測及び高層気象観測の調査時期を整合させるなど調査地域の気象状況を適切に把握するとともに、大気質の予測、評価を行うにあたっては、使用するデータの関連を明確にすること。
- (2) 景観に係る調査の手法については、対象事業実施区域周辺の景観要素を幅広く考慮して調査地点を選定するとともに、調査時期、工作物の色彩等についても検討すること。
- (3) 廃棄物等については、その発生や保管等の過程における環境影響についても検討するとともに、処理計画を具体的に示した上で、必要に応じて予測及び評価を行うこと。

4 その他

上記 1 から 3 の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。